



1121 生産者と子育て世帯を支援 お米をいただきました

米生産者と子育て世帯を支援するため、安中市農業委員会の丸山征二会長から、市子ども食堂連絡協議会に市内で収穫された玄米210kgを寄贈していただきました。



1207 家族の日大会 いつもありがとう

家族の日作文に市内小中学校から655点の応募がありました。大会では表彰の後、受賞者の作文朗読が行われ、家族の大切さや家族への感謝の気持ちを表した作文に大きな拍手が送られました。



1213 「自性寺焼」の担い手、中村さん ふるさと伝統工芸士に認定

現代の名工、青木昇氏が復興した市の伝統工芸品「自性寺焼」の担い手として、今年度新たに中村里峰さん(中央)が群馬県ふるさと伝統工芸士の認定を受け、岩井市長から認定書を交付されました。おめでとうございます。

消費生活センター からのお知らせ

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

事例

ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡すると、すぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、指示通りに数字などの入力を繰り返した。

気づいたときには、約10万円送金させられていた。

販売業者にメールをするが連絡はなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。



イラスト：黒崎 玄

ひとこと助言

☆ ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイのコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。

☆ 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。

☆ 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が前払いで銀行振込に限定されている、口座が個人名義、返品・返金ルールが記載されていないなどのサイトは詐欺サイトのおそれがあります。利用前によく確認しましょう。

(国民生活センター「見守り新鮮情報」第494号から作成)

市消費生活センター(☎382-2228) わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに消費生活センターにご相談ください。相談日時▶月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分